

平成22年度実施施策に係る実績評価書

(文部科学省22-3-1)

施策目標	義務教育に必要な教職員の確保					
施策の概要	義務教育費国庫負担制度に基づき、義務教育に必要な経費のうち最も重要な教職員給与費について国が3分の1を負担することにより、公立義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化を図り、優秀な教職員を確保するとともに、教員が子どもに向き合う時間を確保する。					
達成目標及び測定指標	達成目標(1)	全ての都道府県において、公立小・中学校の教員数が、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第6条により算定される標準定数を充足する。				
	測定指標	基準値	実績値(進捗状況)			目標値
		(毎年度)	20年度	21年度	22年度	(毎年度)
	公立小・中学校の教員数が教員定数を充足している県の数(各年5月1日現在)	47都道府県	45都道府県 (年度途中で未充足解消)	44都道府県 (年度途中で未充足解消)	42都道府県 (年度途中で4県が未充足解消)	47都道府県
年度ごとの目標値		47都道府県	47都道府県	47都道府県		
施策の予算額・執行額等 上段:単独施策に対応する経費 下段:複数施策に対応する経費	区分		21年度	22年度	23年度	24年度要求額
	予算の状況 (千円)	当初予算	1,648,250,000 <0>	1,593,767,000 <0>	1,566,649,000 <0>	1,569,649,000 <0>
		補正予算	△56,511,458 <0>	0 <0>	0 <0>	
		繰越し等	0 <0>	0 <0>		
		合計	1,591,738,542 <0>	1,593,767,000 <0>		
執行額(千円)		1,591,738,542 <0>	1,559,350,781 <0>			
施策に係る内閣の重要政策	名称	年月日	関係部分			
	教育振興基本計画	平成20年7月1日	第3章 (3) 基本的方向2 P.22 4~8行目、P.25 1~16行目 第3章 (4) P.39 9~18行目			
	文部科学大臣への総理指示書	平成23年1月14日	4.「将来の日本を支える人材を育てるため、教員の資質や数を充実することなどにより、質の高い教育を実現する。」			
施策に関する評価結果	【評価】					
	【必要性の観点】 義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について義務教育費国庫負担制度に基づき、公立義務教育諸学校の教職員の給与費について都道府県が負担した3分の1を国が負担することにより、46都道府県において教員定数が充足されるなど、公立義務教育諸学校における学級規模と教職員の配置の適正化に成果を上げている。また、理数教科の少人数指導の充実等のための加配措置を行うことにより、新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制の整備、いじめ・不登校や特別な配慮が必要な児童生徒への対応など学校現場が抱える様々な課題への対応や、教員が子どもに向き合う時間の確保等に成果を上げている。					
	【有効性の観点】 本事業の実施によって、義務教育に対する国の責任を果たすとともに、この制度を通じて全国すべての学校に必要な教職員を確保し、都道府県間における教職員の配置基準や給与水準の不均衡をなくし、教育の機会均等と水準の維持向上が図られている。本事業は、全ての都道府県において、公立小・中学校の教員定数の充足率が100%となることを目指している。					
	【効率性の観点】 (事業インプット) 義務教育費国庫負担金 1,593,767百万円(平成22年度予算)					
	(事業アウトプット) 義務教育費国庫負担制度により、義務教育に必要な経費のうち最も重要な教職員の給与費について、その3分の1を国が負担することにより、地方公共団体の財政状況にかかわらず、全国どの地域においても安定的に公立義務教育諸学校に必要な教職員が配置され、全国的な義務教育の機会均等と水準の維持向上が図られるなどの成果が見込まれる。					
(事業アウトカム) 本事業を実施することにより、憲法の要請に基づく国民の教育を受ける権利が保障される。また、数教科の少人数指導の充実等のための加配措置を行うことにより、新学習指導要領の円滑な実施のための指導体制の整備、いじめ・不登校や特別な配慮が必要な児童生徒への対応など学校現場が抱える様々な課題への対応や、教員が子どもに向き合う時間の確保等に成果を上げている。						
【評価結果を踏まえた今後の課題】						
教員が子ども一人ひとりと向き合う時間はまだ十分ではなく、いじめ等学校現場が抱える様々な課題への対応や、よりきめ細かく質の高い教育を実現することが求められており、更なる学級編制の標準の引き下げや教職員定数の改善を行うことが今後の課題である。						

	【事業仕分け、行政事業レビューの指摘】
	○行政事業レビュー(平成23年9月) <現状通り> 義務教育費国庫負担金に必要な経費
	【施策への反映】
	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度においては、小学校1年生の35人以下学級実現に必要な2,300人の教職員定数の改善を実施。 ・平成24年度概算要求においても、少人数学級の更なる推進等によるきめ細やかで質の高い学びの実現のために、所要の教職員定数の改善を要求。 ・平成24年度機構定員要求において、引き続き、義務教育費国庫負担金の執行・決算の適正化を図るため、見直し年度の到来する定員(2名)の見直し年度解除を要望。
有識者会議での指摘事項	
指標に用いたデータ・資料等	・各都道府県における公立小・中学校教員定数の充足状況(文部科学省初等中等教育局財務課調べ)
主管課(課長名)	初等中等教育局財務課(伯井 美德)
関係局課(課長名)	—